

令和元年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率を公表します

全ての比率が国の基準内！

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、財政の健全性に関する比率の「健全化判断比率」「資金不足比率」を公表します。

健全化判断比率により地方公共団体は、実質赤字比率などの各財政指標で「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」に区分され、早期健全化段階や財政再生段階となった場合には、財政運営の健全化を図るための計画策定が必要となります。

令和元年度決算において、仁木町は全ての比率が国の基準を下回っています。

〔Ⅰ 健全化判断比率〕

(単位：%)

指 標	仁 木 町	前年度(参考)	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	※1 ー	ー	15.00	20.00
②連結実質赤字比率	※2 ー	ー	20.00	30.00
③実質公債費比率	9.9	9.4	25.0	35.0
④将来負担比率	5.9	5.3	350.0	

※1 実質赤字比率は、実質赤字額がないため、「ー」で表示しています。

※2 連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がないため、「ー」で表示しています。

〔Ⅱ 資金不足比率〕

(単位：%)

指 標	仁 木 町	前年度(参考)	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	※3 ー	ー	20.00

※3 資金不足比率は、資金不足額がないため、「ー」で表示しています。

用語解説

○実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

○連結実質赤字比率

仁木町の全ての会計の赤字や黒字を合算し、町全体の赤字の程度を指標化し、町全体としての財政運営の深刻度を示すものです。

○実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額やこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。

○将来負担比率

一般会計の借入金（地方債）残高だけではなく、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の度合いを指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

○資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の悪化の度合いを示すものです。

【留意事項】

地方公共団体財政健全化法上の財政指標は法定の指標であり、財政の健全化や再生の観点から、地方公共団体の財政の実態を明らかにするための最低限のルールとなります。

したがって、各財政指標が早期健全化基準を下回れば財政運営上何ら問題がないということではなく、他の指標の活用も含め、今後も財政状況を的確に分析し自主的に必要な対応を行うなど、適切な財政運営に努めなければなりません。

●仁木町の会計区分における健全化判断比率と資金不足比率のイメージ



※1 簡易水道事業特別会計は、準元利償還金の対象会計であるため、算定の対象となります。

※2 北後志消防組合及び北しりべし廃棄物処理広域連合の会計（組合等が起こした地方債に対する負担金の額）が算定の対象となります。